

# 本計画の体系図

## 基本理念

### 循環型社会の構築と 廃棄物処理に係る環境負荷の低減

新たな資源投入の削減等，循環型社会の構築を推進するとともに廃棄物の処理に係る環境への負荷に配慮した廃棄物処理システムへの転換を図ります。

#### 【産業廃棄物の処理に係る基本的な考え方】

- (1) 排出事業場における発生抑制
- (2) 発生したものは最大限再使用，再生利用
- (3) 可能な限り発生場所に近い地域で再生利用，適正処理を行う
- (4) 「不法投棄をしない，させない，見逃さない」という気運を盛り上げ，市民・事業者・行政が一丸となって不適正処理防止に取り組む

計画期間：  
平成16年度～平成22年度  
数値目標基準年度：  
平成13年度実績  
目標年度：  
平成22年度

#### 計画の4つの政策目標

##### 発生抑制と再生利用の推進 (排出事業場対策)

排出事業者は，産業廃棄物の発生を抑制するとともに，発生したものについては可能な限り再生利用を行い，埋立処分量の極小化を目指します。

##### 資源循環の「環」の拡大 (市域内処理率の向上と循環型処理システムへの転換・高度化)

個別リサイクル法等，新たな制度の円滑な運用を推進し，産業廃棄物の発生から流通（回収），再生等の資源循環の「環」の拡大を目指します。

##### 適正処理の推進・不法投棄撲滅

事業者，処理業者に対する指導監督の強化，また，罰則も含めた条例による監視体制の強化を図るとともに，地域住民等の協力を得た早期発見，通報体制の確保により不法投棄撲滅を目指します。

##### 社会意識の高揚

京都市は，排出事業者，処理業者，市民等各者のコーディネーター役として啓発事業や環境教育の推進を通じ社会意識の高揚を目指します。

#### 目標達成に向けた取組

- 1 排出事業者に対する指導
- 2 公共による再生資材等の利用促進
- 3 個別リサイクル法の円滑な運用
- 4 再生利用情報提供システムの充実

P6

- 1 再生利用施設の設置促進
- 2 産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興
- 3 循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討
- 4 近畿圏の府県市等との連携
- 5 産業廃棄物の収集運搬に係る環境負荷の低減
- 6 産業廃棄物処理に係る市の関係部局との連携強化

P8

- 1 排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導
- 2 廃棄物情報管理システムの充実
- 3 公共関与による処理
- 4 不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用
- 5 PCB廃棄物処理対策

P10

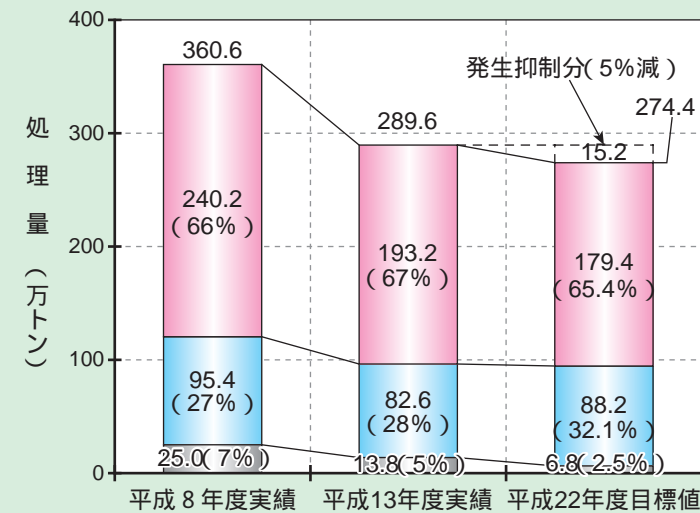
- 1 市民啓発事業の実施
- 2 環境教育の推進
- 3 産業廃棄物連絡協議会事業の推進

P12

( : 新たに取り組む施策)

#### 6つの数値目標

数値目標項目	目標値(目標年度：平成22年度)
発生抑制率 (平成13年度比)	5%削減 (発生量:289.6万トン 274.4万トン)
再生利用率 (平成13年度比)	4ポイント増 (28%:82.6万トン 32%:88.2万トン)
埋立処分量 (平成13年度比)	50%削減 (13.8万トン 6.8万トン)
市域内処理率 (平成13年度比)	4ポイント増 (52% 56%)
ISO14001認証取得事業所数	250件
KES認証取得事業所数	850件



■ 減量化量  
■ 再生利用量  
■ 埋立処分量

## 循環型社会とは

自然や伝統的な暮らしに学び生産者と消費者は，「よいものを長く使う」或いは「所有するのではなくサービスを利用する」ことを大切にする価値観を共有するとともに，主体的また協働して取組を進め，それを次世代に伝える社会

循環型社会ビジネスの振興による経済活動が活発化し，新たな鉱物資源や化石燃料の消費が極力抑制される社会

環境への負荷が考慮され，地域社会に開かれた施設の設置による「安全で安心」して暮らせるまちの形成

